

改正相続法が施行
遺留分に配慮を

昨年7月、約40年ぶりに相続法が改正され、順次適用が始まっている。この7月にも遺留分などで新たなルールがスタートした。遺言を書けば、自分の財産を思い通りに残すことが可能だが、相続人には遺言でも侵されない一定の権利が保障されている。それが遺留分だ。遺留分を侵害された相続人は「遺留分減殺請求」で取り戻すことが可能。今回の改正では、侵害された分の取り戻しがしやすくなった。相続人以外への遺贈を希望する場合には、相続法の改正も考慮しながら、生前に相続人である家族と相談しておいた方がいいだろう。

遺贈先に迷うなら
終活から始める

一方で、資産をどこに託せばいいか迷う場合には、終活から始めてはどうだろうか。「これまでどんな思いで暮らしてきたのか」「どんな社会になってほしいのか」など、自分の思いを整理すれば、人生の集大成としての決断がしやすくなるはずだ。書店でエンディングノートを入手して書いてみるのもいいだろう。

遺贈先には、医療・福祉の支援団体や困難な状況にある子どもを支える団体など、様々な選択肢がある。また、一定の団体への寄付は寄付金控除の対象にもなる。

家族が集まる夏休みに、社会貢献について話してみてもいいだろう。

資料請求およびアンケートにお答えいただいた方の中から
抽選で10名様にQUOカードをプレゼント!

「遺贈・寄付広告特集」にてご紹介している下記6団体に資料請求ができます。
カタリバ、日本赤十字社、日本対がん協会
日本ユニセフ協会、フローレンス、ワールド・ビジョン・ジャパン

▼以下アドレスよりご請求ができます▼

<http://adnet.nikkei.co.jp/e/izou2019/>

または



特定非営利活動法人 **ワールド・ビジョン・ジャパン**

子どもたちの未来をひらく支援



子どもたちが将来への希望と夢を持つことができます

ワールド・ビジョンは1950年に設立されたキリスト教精神に基づく国際NGOです。世界約100カ国で、貧困や紛争に苦しむ子どもたちのため、教育、水衛生、保健、生計向上など様々な活動を行っています。

支援地訪問も可能、ご寄付は寄付金控除の対象となります。ご自身の財産や大切な方の相続財産を、子どもたちの未来につなげませんか?

World Vision
この子を救う。未来を救う。

〒164-0012
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー3F
お問い合わせ先:03-5334-5351(平日9:30~17:00)
<https://www.worldvision.jp>



認定NPO法人 **フローレンス**

日本の子どもをリスクから守る。



日本の子どもの7人に1人が貧困。国内で、生まれて間もない赤ちゃんが2週間に1人、虐待死で亡くなっています。また、障害児への保育が足りていません。親子の笑顔をさまたげる課題が山積みです。

フローレンスは、寄付の力に支えられながら、日本国内の子どもの福祉支援や子育てにかかる社会課題の解決に動いています。

新しいあたりまえを、すべての親子に。
Florence
認定NPO法人 フローレンス

〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-14-1 KDX神保町ビル4階
お問い合わせ先:03-6811-0903(平日10:00~16:00)
<https://florence.or.jp/>



公益財団法人 **日本ユニセフ協会**

そういえば、あの脱脂粉乳って



©日本ユニセフ協会

戦後、1949年からの15年間、ユニセフ(国際連合児童基金)は「脱脂粉乳」などの物資を日本に届けていました。

現在でも、「最も支援の届きにくい子どもたち」を最優先に、栄養不良や紛争で苦しむ子どもたちを支援しています。

子どもたちの未来のために、あなたの大切な財産を生かしてみませんか。

unicef

〒108-8607
東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
お問い合わせ先:03-5789-2013(レガシー相談室)
www.unicef.or.jp/isan